



警察官のための 死体の取扱い実務 ハンドブック

～事例等解説や用語解説で学べる実務の要点～

昭和大学医学部法医学講座教授・元最高検察庁検事 城 祐一郎 著

■ A5判

■ 並製

■ 400頁

定価 2,640 円 (本体 2,400 円 + 税10%)

ISBN978-4-8037-4289-3 C3032

本書のポイント

死体の取扱いについて理論から実務までコンパクトに学べる一冊！

各種の根拠法令・判例、検視の心構え・着眼点、死体現象、死因、検視調書の作成要領等、基礎から具体的手続まで網羅。テーマに応じて事例式解説も採り入れ、順を追って論点を整理するのに役立つ。

ロングセラー『現場警察官のための死体の取扱い』を大幅に再編集！

現場で死体を取り扱う際の留意事項等をまとめたガイドブック！ 検視等に慣れていない初心者にも分かりやすいマニュアル本！

内容見本

1 第1章 死体の取扱いに関する法令に基づく警察官の職務

事例

〇〇県警A警察署地域課巡査部長の甲野太郎は、同署管内のB交番において一人で勤務していた。
すると、突然、男性Cが交番に飛び込んで、「おまわりさん、大変です。隣の家の庭に死体のようなものがっています。この家は、ずっと不在が続いているのですが、隣家から家主の電話番号は分かっています。すぐに、その死体を調べてください。」と言った。

それで、甲野巡査部長は、Cと共に、その死体のようなものがあるという現場に駆け付けた。その家は、立派な門のある家であったが、庭の隅から見ると、たしかに庭に死体のようなものが見られた。それで甲野巡査部長は、Cから聞いたこの家の家主の電話番号を掛けて、門を開けて中に入れてもらいたいと伝えた。

すると、電話口に出たのは、「私は、今、北海道にいるけど、しばらくはこちらに滞在する。その後、こちらに戻るから、それまで待ってほしい。勝手に入るなら、住居侵入で訴える。それが嫌なら、今だけでも待っていてほしい。」などと言った。さて、甲野巡査部長としては、どうしたらよいのか。

警察官が死体を見つけた際にどのような対応が求められるかについては、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「死因・身元調査法」という。）、刑事訴訟法、死体取扱規則、検視規則等において規定されている。

その中でも、犯罪死の見逃しの防止等の観点から、平成24年6月15日に成立した死因・身元調査法は、警察等が取り扱う死体について、調査、検視、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めていることから、この法律上、警察官に要請される事項にも及ぼすこととする。

第5章 検視実施上の留意事項(3) 一損傷死一

事例

〇〇県警A警察署刑事課警部補西野三郎は、愛人の女性を殺害したXの取調べをしていた。Xは当初、否認をしていたが、西野警部補の取調べに応じ、自供を始めた。その殺害方法は、被害者の腹部を鋭利な刃物で1回突き刺したところによる失血死であった。凶器は現場からは発見されておらず、その後不明のままであった。西野警部補はXに対し、凶器は何で、それをどこに隠したのかと問いつけたところ、Xは、近くのY川にかかるZ橋の真ん中あたりでその川に投げ捨てたと供述した。そこで、A警察署刑事課をあげてその付近を捜索したところ、刃物の長さが12cmほどの出刃包丁が見つかり、そこには被害者の血液と思われるものが付着していた。ただ、司法解剖の結果では、腹部の刺創の深さは14cmということであった。甲野警部補は、この包丁では長さが不足し、この刺創を形成することができないのではないかと悩んでいた。そこで、甲野警部補としては、どうすればよいのか。

1) 損傷の定義、生活反応及び種類

1 損傷とは

第5章 検視実施上の留意事項(3) 一損傷死一

ア 創 口

開放性損傷のついた状態の入り口のところを平面的に見て創口という。その形状については、筋線状とか棒状など表現するが、その形状を適切に見分ける必要がある (⑤108-109頁、③36頁)。

イ 創 縁

創口の縁を創縁という。この創縁については、直線状か屈曲しているか、縦面状か、横面状か、平 (凹) であるか、不整 (凸性がある) か、表皮剝脱を伴うか否か、分岐があるかなどを調べる必要がある。
切創では、創縁は平滑で表皮剝脱を伴わないが、例えば、挫創 (詳しくは後述する。) では、創縁は不整であり表皮剝脱を伴う (③36頁)。

また、創縁については、接着させたときの長さ (接着長) と、その後伸びさせたときの長さ (伸縮長) を測定する。

また、創縁周囲の表皮剝脱の有無などについても見分ける必要がある (③36頁)。

ウ 創端又は創角

両創縁が交わり、角をなす部分を創端又は創角という。例えば、包丁による刺創の一つの創端は鋭 (尖鋭、刃部) に相当し、他方の創端は鈍 (刃背) に相当しとなる。

これに対し、挫創の両創縁は鈍で、表皮剝脱を伴う (③36頁)。

エ 創 底

創の底部を創底という。創底は、創縁から創口に向かって深くなることであるが、挫創では面状となることである。創底が、どの組織からなるか (⑤108-109頁、③36頁)。

なお、創底に関しては、決して、ものである。検視においては、そのよ

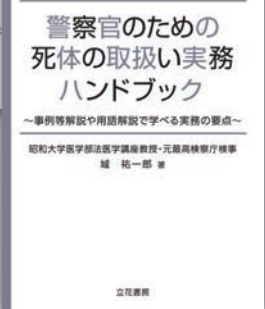
用語解説
付き!

〈検視・死体見分・解剖用語解説〉

知りたい用語が
すぐ引ける、
分かりやすい

あ

用 語	読 み 方	説 明
仰 向	あおむけ	背中を下にして、お腹を上にして横になった姿勢。仰臥位。⇨ 備 (うつぶせ、うつ伏せ)、腹臥位
赤 鬼 状	あかおにじょう	腐敗が進行し体が膨れ上がり鬼のような状態。腐敗が進行し赤血球が破壊され体内の血液が溶けるため、血色素 (ヘモグロビン) が出て皮膚が赤く見える。
面 色 性	あきゆうせい	急性より慢性段階の経過がある場合、あまり急でない



目次裏面参照 ▶▶▶

第1編 事例等解説

第1章 死体の取扱いに関する法令に基づく警察官の職務

- 1 はじめに
- 2 警察署長への報告
- 3 警察官の取り扱う死体とは
- 4 現場保存の必要性
- 5 検視の開始に当たって
- 6 検視に際して警察官に許容される行為
- 7 事例の解答

第2章 検視に際しての心構え

- 1 10の心構え

第3章 検視実施上の留意事項(1) —死体の死後変化—

- 1 死の認定基準
- 2 早期死体現象
- 3 晩期死体現象
- 4 異常死体現象
- 5 死体現象を死亡推定時刻に用いるに当たって

第4章 検視実施上の留意事項(2) —窒息死—

- 1 窒息死の定義及び種類
- 2 縊死
- 3 絞死
- 4 扼死
- 5 鼻口部閉鎖による窒息死
- 6 溺死
- 7 食物誤飲・吐物吸引による窒息死
- 8 胸部圧迫による窒息死
- 9 筋弛緩剤の投与による窒息死
- 10 酸素欠乏による窒息
- 11 事例の解答

第5章 検視実施上の留意事項(3) —損傷死—

- 1 損傷の定義、生活反応及び種類
- 2 鋭器損傷
- 3 鈍器損傷
- 4 銃器損傷
- 5 事例の解答

第6章 検視実施上の留意事項(4) —中毒死—

- 1 はじめに

- 2 中毒死の定義及び毒物の分類
- 3 代表的な中毒死
- 4 中毒死全般を通じての検視上の着眼点
- 5 事例の解答

第7章 検視実施上の留意事項(5) —異常環境下における死—

- 1 焼死
- 2 凍死
- 3 感電死
- 4 事例の解答

第8章 検視実施上の留意事項(6) —嬰兒殺—

- 1 はじめに
- 2 生産児と死産児の識別
- 3 墜落産(墜落分娩)
- 4 事例の解答

第9章 検視実施上の留意事項(7) —総括—

- 1 はじめに
- 2 現場の状況につき留意すべき事項
- 3 死体の置かれた場所につき留意すべき事項
- 4 死体の全体的な状態につき留意すべき事項
- 5 死体の個別的な部位の状態につき留意すべき事項
- 6 死体の人定確認に関して留意すべき事項

第10章 検視調書の作成に関して留意すべき事項

- 1 検視調書の様式
- 2 検視調書作成上の留意事項
- 3 検視調書作成後の手続

第11章 我が国における死体解剖制度

- 1 死体解剖保存法の原則
- 2 解剖法2条1項のただし書き規定に基づく死体解剖

第12章 司法手続への移行しない場合の手続

- 1 死因も身元も明らかな場合
- 2 犯罪死ではないものの死因を明らかにする必要がある場合
- 3 犯罪死ではないものの身元を明らかにする必要がある場合

第13章 司法手続へ移行する場合の手続

- 1 司法解剖の法的根拠
- 2 司法解剖に至る手続

第2編 検視・死体見分・解剖用語解説

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 警察官のための死体の取扱い実務
ハンドブック

合計 _____ 部

ご所属名	庁	道府県
		(署・隊・課)

ご担当者名 (TEL: _____)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibanashobo.co.jp>